

火薬類関連施設の完成検査・保安検査の検査項目及び方法

<注>

黄色に着色した項目が、実証類型番号9（図面等のOCR、画像分析等を活用した安全検査・点検の実証）の対象

赤字：主な検査方法（目視、図面・記録確認、測定器具による測定、機器等の作動試験等）を示しています。一部他の項目引用を含みます。

別表番号	項目番号	別表第一（第四十四条第一項関係）：製造施設の完成検査 検査項目	完成検査の方法
別表第1	1	1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合	
別表第1	1	一 第四条第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況	一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第1	1	二 第四条第一項第二号の危険区域の施設の設置制限	二 危険区域に設置した施設の種別を、 目視 により検査する。
別表第1	1	三 第四条第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置	三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合について火災による延焼を防止するための措置の状況を、 目視、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験 若しくはその記録により検査する。
別表第1	1	四 第四条第一項第四号の危険工室等の保安距離	四 危険工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
別表第1	1	五 第四条第一項第四号の二の危険工室等の保安間隔	五 危険工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。なお、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、既定の距離を確保できないものについては、当該工室の構造等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。
別表第1	1	六 第四条第一項第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突	六 危険区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、 目視又は図面 により検査する。ただし、危険区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。
別表第1	1	六の二 第四条第一項第五号の二の危険区域内の原料薬品貯蔵所	六の二 危険区域内に設けた原料薬品貯蔵所に貯蔵する火薬類の原料となる薬品の種類を、記録により検査する。
別表第1	1	七 第四条第一項第六号の爆発の危険のある工室の構造及び建築材料	七 爆発の危険のある工室について、設置の状況、火災に対して抵抗性を有する構造となつていること及び建築材料の種類を、 目視及び図面 により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の場合であつて、既定の建築材料を使用しないものについては、当該工室の構造等を、 目視、図面及び測定器具 を用いた測定により検査する。
別表第1	1	八 第四条第一項第七号の煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の土堤及び防爆壁	八 煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤の構造等を、 別表第二十六項各号に掲げる完成検査 の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、土堤に代えて防爆壁を設けたものについては、当該工室の構造等を、 目視及び図面 により検査し、及び当該防爆壁の構造等を、別表第二十八項に掲げる完成検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二十二項第一号に掲げる完成検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、及び放爆式構造又は準放爆式構造の工室の場合であつて、放爆面以外の方向の土堤を省略したものについては、当該工室の構造等を、目視及び図面により検査する。
別表第1	1	九 第四条第一項第七号の二の煙火等の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設ける土堤、簡易土堤、防爆壁又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置	九 煙火等の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤、簡易土堤又は防爆壁を、 別表第二十六項から第十八項に掲げる完成検査 の方法により検査する。ただし、 がん具煙火貯蔵庫 に貯蔵することができるがん具煙火を貯蔵する火薬類一時置場の場合であつて、土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略したものについては、当該工室の構造等を、 目視及び図面 により検査し、製造所外の保安物件に対する保安距離又は製造所内の他の施設に対する保安間隔を目視又は測定器具を用いた測定により検査し、並びに土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略した場合であつて、防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講じているものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。
別表第1	1	十 第四条第一項第七号の三の避雷装置	十 危険工室及び火薬又は爆薬の停滞量（火工品にあつてはその原料をなす火薬又は爆薬の停滞量）が百キログラムを超える火薬類一時置場に設けた避雷装置の構造等を、別表第二十五項に掲げる完成検査の方法により検査する。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火並びに導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、避雷装置を設置していないものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二十四項に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
別表第1	1	十一 第四条第一項第八号の発火の危険のある工室	十一 発火の危険のある工室の設置の状況及び耐火性構造となつていることを、目視及び図面により検査する。
別表第1	1	十二 第四条第一項第九号の発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置	十二 発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第1	1	十三 第四条第一項第九号の二の発火の危険のある設備の消火設備	十三 危険工室の発火の危険のある設備の消火設備について設置の状況を、 目視及び図面 により検査し、及び当該消火設備の性能を、 作動試験 又はその記録により検査する。
別表第1	1	十三の二 第四条第一項第九号の三の無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置	十三の二 無煙火薬を貯蔵する火薬類一時置場における火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該発火による爆発を防止するための措置の状況を、 目視、図面、測定器具を用いた測定及び機器等の作動試験 又はその記録により検査する。
別表第1	1	十四 第四条第一項第十号の危険工室の付近の消火の設備	十四 危険工室の付近の消火の設備の有無を、 目視 により検査する。
別表第1	1	十五 第四条第一項第十一号イの危険工室の窓及び出口の扉	十五 危険工室の窓及び出口の扉について、非常の際に容易に避難できる構造となつていることを、 目視及び図面 により検査する。
別表第1	1	十五の二 第四条第一項第十一号ロの危険工室の窓及び扉に用いる金具	十五の二 危険工室の窓及び扉に用いる金具の材質を、 目視又は図面 により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第1	1	十五の三 第四条第一項第十一号ハの危険工室の窓	十五の三 危険工室の窓について火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を、 目視又は図面 により検査する。ただし、直射日光により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第1	1	十六 第四条第一項第十二号イの内面の剝離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置	十六 危険工室の内面について、内面の剝離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置の状況を、 目視又は図面 により検査する。
別表第1	1	十六の二 第四条第一項第十二号ロの飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置	十六の二 危険工室の内面について、飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置の状況を、 目視又は図面 により検査し、及び飛散した火薬類を容易に除去するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類が飛散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第1	1	十六の三 第四条第一項第十二号ハの床面の、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置	十六の三 危険工室の床面について、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を 目視又は図面 により検査する。ただし、火薬類が床面にこぼれ又は落下するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査し、火薬類が落下することにより爆発し又は発火するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第1	1	十六の四 第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面	十六の四 第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面の材料を、目視又は図面により検査する。
別表第1	1	十七 削除	十七 削除
別表第1	1	十八 第四条第一項第十四号の危険工室内の原動機及び温湿度調整装置据付け制限	十八 危険工室内に原動機及び温湿度調整装置が据付けられていないことを、 目視 により検査する。ただし、火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第1	1	十九 第四条第一項第十五号イの危険工室内の機械、器具又は容器の、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造	十九 危険工室内の機械、器具又は容器について、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていることを、 目視又は図面 により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第1	1	十九の二 第四条第一項第十五号ロの危険工室内の機械、器具又は容器の、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造	十九の二 危険工室内の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていることを、 目視又は図面 により検査する。ただし、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第1	1	十九の三 第四条第一項第十五号ハの危険工室内の機械、器具又は容器の、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造	十九の三 危険工室内の機械、器具又は容器について、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造となつていることを、 目視又は図面 により検査する。ただし、腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第1	1	十九の四 第四条第一項第十五号ニの危険工室内の機械、器具又は容器の、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造	十九の四 危険工室内の機械、器具又は容器について、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていることを、 目視又は図面 により検査する。ただし、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第1	1	二十 第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房装置	二十 危険工室内の暖房装置について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、 目視又は図面 により検査するとともに、燃焼しやすい物との隔離の状況を、目視により検査する。
別表第1	1	二十一 第四条第一項第十七号のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置	二十一 危険工室内のパラフィン槽について、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、 目視、図面又は機器等の作動試験 若しくはその記録により検査する。
別表第1	1	二十二 第四条第一項第十八号の危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備	二十二 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備について、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を、 目視又は図面 により検査する。ただし、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第1	1	二十三 第四条第一項第十九号の危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部における接地	二十三 危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部について、接地の状況を、接地抵抗測定器具を用いた測定又はその記録により検査する。
別表第1	1	二十四 第四条第一項第二十号の危険工室等における必要な事項の掲示	二十四 危険工室等における火薬類の種類及び停滞量、同時に貯蔵することができる火薬類の原料及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載内容を、 目視 により検査する。
別表第1	1	二十五 第四条第一項第二十一号の普通木造建築物の耐火的措置	二十五 危険工室に面して設置された普通木造建築物の耐火的措置の状況を、 目視 により検査する。
別表第1	1	二十六 削除	二十六 削除
別表第1	1	二十七 第四条第一項第二十二号の火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備の粉じんの飛散を防ぐための措置	二十七 火薬類及びその原料の粉じんの飛散するおそれがある設備について、粉じんの飛散を防ぐための措置の状況を、 目視 により検査する。
別表第1	1	二十八 第四条第一項第二十二号の二の硝化設備等の、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置	二十八 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備について、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置の状況を、 目視、図面、測定器具を用いた測定若しくはその記録又は機器等の作動試験 若しくはその記録により検査する。

別表第1	1	二十九 第四条第一項第二十二号の三の火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置	二十九 火薬類又はその原料を加圧する設備について、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の状況を、 目視、図面又は機器等の作動試験 若しくはその記録により検査する。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第1	1	三十 第四条第一項第二十二号の四の静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置	三十 危険工室における静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を、 目視、図面又は測定器具を用いた測定 若しくはその記録により検査する。ただし、静電気により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第1	1	三十一 削除	三十一 削除
別表第1	1	三十二 第四条第一項第二十三号の可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置	三十二 可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置について、設置の状況を、 目視及び図面により検査し、及び当該装置の性能を、作動試験 又はその記録により検査する。ただし、可燃性ガス又は有毒ガスが分散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第1	1	三十三 第四条第一項第二十三号の二の火薬類を乾燥する工室	三十三 火薬類の乾燥を行う製造所の火薬類を乾燥する工室の設置の状況を、 目視及び図面 により検査する。ただし、導火線又は煙火等の製造所の場合であつて、火薬類を乾燥する工室を設置しないものについては、日乾場の設置の状況を、目視及び図面により検査する。
別表第1	1	三十四 第四条第一項第二十四号の火薬類を乾燥する工室内の加温装置	三十四 火薬類を乾燥する工室内に設置された加温装置について、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火しないための措置の状況を、 目視及び図面により検査し、及び当該加温装置の性能を、作動試験 又はその記録により検査する。
別表第1	1	三十五 第四条第一項第二十四号の二の日乾場の乾燥台	三十五 日乾場の乾燥台について、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び砂じん等の混入を防止するための措置の状況を、 目視又は巻尺その他の測定器具 を用いた測定により検査する。
別表第1	1	三十六 第四条第一項第二十四号の三の爆発の危険のある日乾場の簡易土堤等及び発火の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置	三十六 爆発の危険のある日乾場とその他の施設との間に設置した簡易土堤又は防爆壁を、別表第二十七項又は別表第二十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、発火の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の状況を、 目視、図面及び測定器具 を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他の施設との距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、目視及び図面により容易に判定できる場合に限り、目視及び図面による検査に代えることができる。
別表第1	1	三十七 第四条第一項第二十四号の四の日乾場の放冷するための設備	三十七 日乾場の火薬類を放冷するための設備の有無を、 目視 により検査する。ただし、日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がない場合には、火薬類を放冷する必要がないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第1	1	三十七の二 第四条第一項第二十四号の五の星打ち場又は星掛け場の日光の直射を防ぐための措置	三十七の二 星打ち場又は星掛け場における日光の直射を防ぐための措置の状況を、 目視 により検査する。
別表第1	1	三十八 第四条第一項第二十五号イの爆発試験場等	三十八 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場について、危険区域内に設置されていることを、 目視 により検査する。
別表第1	1	三十八の二 第四条第一項第二十五号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置	三十八の二 土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第二十六項又は第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第1	1	三十八の三 第四条第一項第二十五号ハの周囲の火災を防止するための措置	三十八の三 周囲の火災を防止するための措置の状況を、 目視、図面又は機器等の作動試験 若しくはその記録により検査する。
別表第1	1	三十九 第四条第一項第二十六号の火薬類等の運搬容器	三十九 火薬類又はその原料を運搬する容器について、当該火薬類又はその原料と化学反応を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造となつていることを、 目視及び記録 により検査する。
別表第1	1	三十九の二 第四条第一項第二十六号の二の火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器	三十九の二 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器の容量を、 測定器具 を用いた測定により検査し、かつ、容器の材質を、 目視 により検査する。
別表第1	1	四十 第四条第一項第二十七号の危険区域内で火薬類を運搬する運搬車	四十 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車について、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、 目視及び図面 等により検査する。
別表第1	1	四十一 第四条第一項第二十八号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	四十一 火薬類の運搬通路について、路面及び勾配の状況を、 目視又は測定器具 を用いた測定若しくはその記録により検査する。
別表第1	2	2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合	
別表第1	2	一 第四条第二項において準用する第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号、第七号の三、第九号、第九号の二、第十号から第十二号まで、第十四号から第二十二号まで、第二十二号の三から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号及び第二十八号に掲げる検査項目	一 前項第一号から第三号まで、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十三号、第十四号から第十六号の四まで、第十八号から第二十五号まで、第二十七号、第二十九号、第三十号、第三十二号から第三十四号まで、第三十九号、第四十号、第四十一号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
別表第1	2	二 第四条第二項第一号の不発弾等解撤工室等の保安距離	二 不発弾等解撤工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
別表第1	2	三 第四条第二項第二号の不発弾等解撤工室等の保安間隔	三 不発弾等解撤工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。なお、不発弾等解撤工室を互いに接続している場合であつて、既定の距離を確保できないものについては、当該工室の構造等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。
別表第1	2	四 第四条第二項第三号の不発弾等解撤工室の構造及び建築材料	四 不発弾等解撤工室の設置の状況、構造及び建築材料の種類を、 目視、図面、記録及び測定器具 を用いた測定により検査する。
別表第1	2	五 第四条第二項第四号の不発弾等解撤工室の土堤及び防爆壁	五 不発弾等解撤工室の土堤又は防爆壁の位置、構造及び建築材料の種類を、目視、図面、記録及び測定器具を用いた測定により検査する。
別表第1	2	六 削除	六 削除
別表第1	2	七 第四条第二項第七号の鋼製チャンパの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置	七 鋼製チャンパの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置の状況を、 目視 により検査する。
別表第1	2	八 第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備	八 遠隔操作による解撤設備の設置の状況を、 目視 により検査し、及び当該設備の機能を、 作動試験 又はその記録により検査する。
別表第1	2	九 第四条第二項第九号の温度上昇を防止するための措置	九 解撤作業中における温度上昇を防止する措置の状況を、 目視、図面又は機器等の作動試験 若しくはその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第1	2	十 第四条第二項第十号のウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置	十 解撤に使用するウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置の設置の状況を、 目視 により検査し、及び当該装置の機能を、 作動試験 又はその記録により検査する。
別表第1	2	十一 第四条第二項第十一号イの不発弾等廃棄処理場	十一 不発弾等廃棄処理場について、危険区域内に設置されていることを、 目視 により検査する。
別表第1	2	十一の二 第四条第二項第十一号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置	十一の二 土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第二十六項又は第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第1	2	十一の三 第四条第二項第十一号ハの周囲の火災を防止するための措置	十一の三 周囲の火災を防止するための措置の状況を、 目視、図面又は機器等の作動試験 若しくはその記録により検査する。
別表第1	3	3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合	
別表第1	3	一 第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況	一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第1	3	二 第四条の二第一項第二号の移動区域の施設の設置制限	二 移動区域に設置した施設の種類を、 目視 により検査する。
別表第1	3	三 第四条の二第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置	三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の状況を、 目視、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験 若しくはその記録により検査する。
別表第1	3	四 第四条の二第一項第四号の移動式製造設備用工室の有無並びに第四条の二において準用する第四条第一項第七号の三、第八号、第十号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号から第二十二号までに掲げる検査項目	四 移動式製造設備用工室の有無を、 目視 により検査し、並びに別表第一第一項第十号、第十一号、第十四号から第十六号の四まで、第十八号から第二十号まで、第二十二号から第二十五号まで及び第二十七号の方法により検査する。
別表第1	3	五 第四条の二第一項第五号の移動区域の境界又は廃棄焼却場の保安距離	五 移動区域の境界又は廃棄焼却場から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
別表第1	3	六 第四条の二第一項第六号の移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の危険間隔	六 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備から製造所内の他の施設及び発破場所までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。また、移動式製造設備の危険間隔が明らかになるような措置の状況を、目視及び図面により検査する。
別表第1	3	七 第四条の二第一項第七号の廃棄焼却場の保安間隔	七 廃棄焼却場から製造所内の他の施設及び発破場所までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
別表第1	3	八 第四条の二第一項第八号の移動区域内のボイラー室及び煙突	八 移動区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、 目視又は図面 により検査する。ただし、移動区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。
別表第1	3	九 削除	九 削除
別表第1	3	十 削除	十 削除
別表第1	3	十一 第四条の二第一項第十一号の移動式製造設備の消火設備	十一 移動式製造設備の消火設備について設置の状況を、 目視 により検査する。また、当該消火設備の性能を、 作動試験 又はその記録により検査する。
別表第1	3	十二 削除	十二 削除
別表第1	3	十三 削除	十三 削除
別表第1	3	十四 削除	十四 削除
別表第1	3	十五 第四条の二第一項第十五号の移動式製造設備の構造及び材料	十五 移動式製造設備について、土砂類の浸入を防ぎ、かつ、さびにくい構造及び材料の種類を、 目視 により検査する。
別表第1	3	十六 削除	十六 削除
別表第1	3	十七 削除	十七 削除
別表第1	3	十八 第四条の二第一項第十八号の移動式製造設備の移動方法及び製造方法	十八 製造し及び運搬する火薬類並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない車両が使用されていることを、 目視、図面、記録又は測定器具 を用いた測定により検査し、製造のため車両の動力を使用する場合にあつては、移動と製造とが同時にできない構造であることを、目視、図面又は記録により検査し、製造のため車両の動力を使用しない場合にあつては、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬を爆発し又は発火させるおそれがないものであることを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第1	3	十九 第四条の二第一項第十九号イの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造	十九 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造となつていることを、 目視又は図面 により検査する。
別表第1	3	十九の二 第四条の二第一項第十九号ロの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造	十九の二 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造となつていることを、 目視又は図面 により検査する。

別表第1	3	十九の三 第四条の二第一項第十九号ハの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造	十九の三 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造となっていることを、 目視又は図面 により検査する。
別表第1	3	十九の四 第四条の二第一項第十九号ニの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造	十九の四 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造となっていることを、 目視又は図面 により検査する。
別表第1	3	十九の五 第四条の二第一項第十九号ホの移動式製造設備の機械、器具又は容器が振動、衝撃等により変形しない構造	十九の五 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により変形しない構造となっていることを、 目視又は図面 により検査する。
別表第1	3	二十 削除	二十 削除
別表第1	3	二十一 第四条の二第一項第二十一号の移動式製造設備を照明する設備	二十一 移動式製造設備に設けられた照明設備の漏電、可燃性ガス、粉じん等に対する安全な防護装置、電灯及び電気配線の設置の状況を、 目視又は図面 により検査する。
別表第1	3	二十二 第四条の二第一項第二十二号の移動式製造設備の機械設備の金属部における接地	二十二 移動式製造設備の機械設備の金属部について、接地の状況を、接地抵抗測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。
別表第1	3	二十三 第四条の二第一項第二十三号の移動式製造設備又は廃棄焼却場における特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量等の掲示	二十三 移動式製造設備又は廃棄焼却場の特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載事項を、 目視 により検査する。
別表第1	3	二十四 削除	二十四 削除
別表第1	3	二十五 削除	二十五 削除
別表第1	3	二十六 第四条の二第一項第二十六号の移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置	二十六 移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の状況を、 目視 により検査する。
別表第1	3	二十七 第四条の二第一項第二十七号の移動式製造設備の静電気を除去する措置	二十七 移動式製造設備の静電気を除去する措置の状況を、目視及び記録により検査する。
別表第1	3	二十八 第四条の二第一項第二十八号の移動式製造設備の製造を中止する構造	二十八 移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合に直ちに製造を中止することができる構造となっていることを 目視及び図面 により検査する。
別表第1	3	二十九 第四条の二第一項第二十九号の移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置	二十九 移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置を、 目視及び記録 により検査する。
別表第1	3	三十 第四条の二第一項第三十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置	三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置の状況を、 目視及び記録 により検査する。
別表第1	3	三十一 第四条の二第一項第三十一号の特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置	三十一 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の状況を、 目視、図面又は機器等の作動試験 若しくはその記録により検査する。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第1	3	三十二 第四条の二第一項第三十二号の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の運搬容器	三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料と化学反応を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造となっていることを、 目視及び記録 により検査する。
別表第1	3	三十三 第四条の二第一項第三十三号イの廃棄焼却場	三十三 廃棄焼却場について、移動区域内に設置されていることを、 目視 により検査する。
別表第1	3	三十三の二 第四条の二第一項第三十三号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置	三十三の二 土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第二十六項又は第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第1	3	三十三の三 第四条の二第一項第三十三号ハの周囲の火災を防止するための措置	三十三の三 周囲の火災を防止するための措置の状況を、 目視、図面又は機器等の作動試験 若しくはその記録により検査する。

別表番号	項目番号	別表第二（第四十四条第二項関係）：火薬庫の完成検査 検査項目	完成検査の方法
別表第2	1	1 火薬庫の保安距離の基準	1 第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
別表第2	2	2 地上式一級火薬庫の基準	
別表第2	2	一 第二十四条第一号の火薬庫の設置場所	一 火薬庫の設置場所の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	2	二 第二十四条第二号の火薬庫の構造	二 火薬庫の構造、材質、基礎及び排水の措置の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	2	三 第二十四条第三号の火薬庫の壁	三 火薬庫の壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
別表第2	2	四 第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉	四 火薬庫の入口の扉の設置の状況及び盗難を防止するための措置の状況を、 目視、図面又は巻尺その他の測定器具 を用いた測定等により検査する。
別表第2	2	五 第二十四条第五号の火薬庫の窓	五 火薬庫の窓の設置の状況を、 目視及び図面 により検査し、及び当該窓に係る主要な寸法を、 巻尺その他の測定器具 を用いた測定により検査する。
別表第2	2	六 第二十四条第六号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床及び通気孔	六 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔の設置の状況を、 目視及び図面 により検査し、並びに床の高さ及び当該通気孔に係る主要な寸法を、 巻尺その他の測定器具 を用いた測定により検査する。
別表第2	2	七 第二十四条第七号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面	七 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面の材質及び床面の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	2	八 第二十四条第八号の火薬庫の換気孔	八 火薬庫の換気孔の設置の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	2	九 第二十四条第九号の火薬庫の暖房装置	九 暖房装置の熱源の種類を、 目視 により検査する。
別表第2	2	十 第二十四条第十号の火薬庫の照明設備	十 照明設備の防爆構造、配線方法及び自動遮断器又は開閉器の位置を、 目視 により検査する。
別表第2	2	十一 第二十四条第十一号の火薬庫の小屋根及び屋根	十一 火薬庫の小屋根及び屋根の外面の材質並びに盗難及び火災を防ぐ構造を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	2	十二 第二十四条第十二号の避雷装置	十二 避雷装置の有無を、 目視 により検査する。
別表第2	2	十三 第二十四条第十三号の土堤	十三 土堤の有無を、目視により検査する。
別表第2	2	十四 第二十四条第十四号の防火設備及び警戒設備	十四 防火設備及び警戒設備の設置の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	2	十五 第二十四条第十五号の盗難を防止するための措置	十五 火薬庫の天井裏又は屋根の盗難を防止するための措置を、 目視、図面等 により検査する。
別表第2	2	十六 第二十四条第十六号の警鳴装置	十六 見張人を常時配置しない火薬庫の警鳴装置の設置の状況を、 目視又は図面 により検査し、当該装置の機能を、 作動試験 又はその記録により検査する。
別表第2	3	3 地上覆土式一級火薬庫の基準	
別表第2	3	一 第二十四条の二において準用する第二十四条第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに第二十五条第七号及び第八号に掲げる検査項目	一 前項第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第七号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
別表第2	3	二 第二十四条の二第一号の火薬庫の構造	二 火薬庫の構造及び材質を、 目視及び図面 により検査し、及び外部構造の壁及び内部構造の壁の厚さ並びに間隔を、 巻尺その他の測定器具 を用いた測定により検査する。
別表第2	3	三 第二十四条の二第二号の火薬庫の基礎	三 火薬庫の基礎及び排水の措置の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	3	四 第二十四条の二第三号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床、通気孔及び換気孔	四 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔及び換気孔の設置の状況を、 目視及び図面 により検査し、並びに床の高さ及び当該通気孔並びに換気孔に係る主要な寸法を、 巻尺その他の測定器具 を用いた測定により検査する。
別表第2	3	五 第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土	五 火薬庫の覆土の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該覆土のこう配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
別表第2	4	4 地中式一級火薬庫の基準	
別表第2	4	一 第二十五条において準用する第二十四条第七号及び第十六号に掲げる検査項目	一 第二項第七号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
別表第2	4	二 第二十五条第一号の火薬庫の設置場所	二 火薬庫の設置場所の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	4	三 第二十五条第二号の火薬庫の構造	三 火薬庫の防湿構造及び材質を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	4	四 第二十五条第三号の火薬庫の外壁と岩壁との間の空間	四 火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	4	五 第二十五条第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉	五 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉の設置状況及び盗難を防止するための措置の状況を、 目視、図面又は巻尺その他の測定器具 を用いた測定等により検査する。
別表第2	4	六 第二十五条第六号の火薬庫の地盤の厚さ	六 火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
別表第2	4	七 第二十五条第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置	七 火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	4	八 第二十五条第八号の火薬庫の照明設備	八 照明設備の防爆構造、配線方法及び自動遮断器又は開閉器の位置を、 目視 により検査する。
別表第2	5	5 地下式一級火薬庫の基準	
別表第2	5	一 第二十五条の二において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第八号に掲げる検査項目	一 第二項第七号及び第十六号並びに第四項第五号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
別表第2	5	二 第二十五条の二第一号の火薬庫の設置場所	二 火薬庫の設置場所の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	5	三 第二十五条の二第二号の火薬庫の構造	三 火薬庫の構造及び材質を、 目視及び図面 により検査し、及び外部構造の壁と内部構造の壁との間隔を、 巻尺その他の測定器具 を用いた測定により検査する。
別表第2	5	四 第二十五条の二第三号の外部構造と内部構造との間の空間	四 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間の排水の措置の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	5	五 第二十五条の二第五号の搬出入用トンネル	五 搬出入用トンネルの設置の状況及び衝動波防止の措置の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	5	六 第二十五条の二第六号の昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備	六 昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備の設置の状況及び構造を、 目視及び図面 により検査する。

別表第2	5	七 第二十五条の二第七号の放爆用トンネル	七 放爆用トンネルの設置の状況を、 目視及び図面 により検査し、及び放爆用トンネルの断面積を 巻尺その他の測定器具 を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の値を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
別表第2	5	八 第二十五条の二第八号の火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さ	八 火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判断できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
別表第2	5	九 第二十五条の二第九号及び第十号の土かぶり	九 火薬庫の土かぶりの状況を、目視及び図面により検査し、及び当該土かぶりを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
別表第2	5	十 第二十五条の二第十一号の警戒設備	十 警戒設備の設置の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	6	6 地上式二級火薬庫の基準	
別表第2	6	一 第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目	一 第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。
別表第2	6	二 第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造	二 火薬庫の構造、材質並びに盗難及び火災を防ぐ措置の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	6	三 削除	三 削除
別表第2	6	四 第二十六条第一項第一号の二の火薬庫の小屋根及び屋根	四 火薬庫の小屋根及び屋根の外面の材質並びに盗難及び火災を防ぐ構造を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	6	五 第二十六条第一項第二号の避雷装置	五 避雷装置の有無を、 目視 により検査する。
別表第2	6	六 第二十六条第一項第三号の土堤	六 土堤の有無を、目視により検査する。
別表第2	6	七 第二十六条第一項第四号の他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離	七 他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
別表第2	7	7 地中式二級火薬庫の基準	
別表第2	7	一 第二十六条第二項において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第六号及び第八号に掲げる検査項目	一 第二項第七号及び第十六号並びに第四項第六号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
別表第2	7	二 第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造	二 火薬庫の盗難を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。
別表第2	7	三 第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫	三 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の材質を、目視により検査する。
別表第2	8	8 地上式三級火薬庫の基準	
別表第2	8	一 第二十七条第一項において準用する第二十四条第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる検査項目	一 第二項第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
別表第2	8	二 第二十七条第一項第一号の火薬庫の壁	二 火薬庫の壁の材質を、 目視 により検査し、及び当該壁の厚さを、 巻尺その他の測定器具 を用いた測定により検査する。
別表第2	8	三 第二十七条第一項第二号の火薬庫の小屋根及び屋根	三 火薬庫の小屋根及び屋根の材質並びに盗難を防ぐ構造を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	8	四 第二十七条第一項第三号の火薬又は爆薬と火工品とを同時に貯蔵する火薬庫の隔壁	四 火薬又は爆薬と火工品を同時に貯蔵する火薬庫に設けられた隔壁の設置の状況及び材質を、 目視及び図面 により検査し、及び当該隔壁の厚さを、 巻尺その他の測定器具 を用いた測定により検査する。
別表第2	8	五 第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口	五 火薬庫の入口及び注水設備の設置の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	8	六 第二十七条第一項第五号の火薬庫の土堤	六 土堤又は簡易土堤の有無を、目視により検査する。
別表第2	9	9 地中式三級火薬庫の基準	
別表第2	9	一 第二十七条第二項において準用する第二十四条第七号及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに第二十七条第一項第三号に掲げる検査項目	一 第二項第七号及び第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
別表第2	9	二 第二十七条第二項第一号の火薬庫の地盤の厚さ	二 火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
別表第2	9	三 第二十七条第二項第二号の火薬庫の設置場所	三 火薬庫の設置場所の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	10	10 水蓄火薬庫の基準	
別表第2	10	一 第二十七条の二第一号の火薬庫の壁及び底面	一 火薬庫の壁及び底面の材質並びに水もれを防ぐ措置の状況を、 目視及び図面 により検査し、及び当該壁及び底面の厚さを、 巻尺その他の測定器具 を用いた測定により検査する。
別表第2	10	二 第二十七条の二第二号の火薬庫の屋根	二 火薬庫の屋根の材質並びに火災及び盗難を防ぐ構造を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	10	三 第二十七条の二第三号の火薬庫の設備	三 火薬庫に設置されている水位計及び自動供給装置の設置の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	10	四 第二十七条の二第四号の火薬庫の流出口等	四 火薬庫に設けられているあふれ出る水の流出口及び当該流出口に設置されている沈殿槽の設置の状況並びに火薬類を流失させない措置の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	11	11 横穴式水蓄火薬庫の基準	
別表第2	11	一 第二十七条の三において準用する第二十七条の二第三号及び第四号に掲げる検査項目	一 前項第三号及び第四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
別表第2	11	二 第二十七条の三第一号の火薬庫の内面	二 火薬庫の内面の構造及び水もれを防ぐ措置の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	11	三 第二十七条の三第二号の火薬庫の前面のよう壁	三 火薬庫の前面のよう壁の材質及び構造を、 目視 により検査する。
別表第2	11	四 第二十七条の三第三号の火薬庫の前面のよう壁の出入口	四 火薬庫の前面のよう壁に設けられた出入口の水もれを防ぐ措置の状況を、 目視 により検査する。
別表第2	11	五 第二十七条の三第四号の火薬庫の盗難防止の措置	五 火薬庫の出入口の盗難防止の措置の状況を、 目視 により検査する。
別表第2	12	12 実包火薬庫の基準	
別表第2	12	一 第二十七条の四第一項の基準	
別表第2	12	イ 第二十七条の四第一項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる検査項目	イ 第二項第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
別表第2	12	ロ 第二十七条の四第一項第一号の火薬庫の壁	ロ 火薬庫の壁の材質を、 目視 により検査し、及び当該壁の厚さを、 巻尺その他の測定器具 を用いた測定により検査する。
別表第2	12	ハ 第二十七条の四第一項第二号の火薬庫の屋根	ハ 火薬庫の屋根の材質を、 目視 により検査し、及び当該屋根の厚さを、 巻尺その他の測定器具 を用いた測定により検査する。
別表第2	12	ニ 第二十七条の四第一項第三号の火薬庫の外部の点灯設備	ニ 火薬庫の外部の点灯設備の有無を、目視により検査する。
別表第2	12	二 第二十七条の四第二項の基準	
別表第2	12	イ 第二十七条の四第二項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに第二十七条の四第一項第三号に掲げる検査項目	イ 第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前号二に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
別表第2	12	ロ 第二十七条の四第二項第一号の火薬庫の壁及び屋根	ロ 火薬庫の壁及び屋根の材質を、 目視 により検査し、並びに当該壁及び屋根の厚さを、 巻尺その他の測定器具 を用いた測定により検査する。
別表第2	12	ハ 第二十七条の四第二項第二号の火薬庫の窓	ハ 窓が設けられていないことを、 目視 により検査する。
別表第2	12	ニ 第二十七条の四第二項第三号の警戒設備	ニ 警戒設備の設置の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	12	ホ 第二十七条の四第二項第四号の火薬庫における地震動に対する安全性	ホ 火薬庫における地震動に対する安全性を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	13	13 煙火火薬庫の基準	
別表第2	13	一 第二十八条において準用する第二十四条第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号に掲げる検査項目	一 第二項第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
別表第2	13	二 第二十八条第一号の火薬庫の構造	二 火薬庫の構造、材質、基礎及び排水の措置の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	13	三 第二十八条第一号の二の火薬庫の入口の扉	三 火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盗難防止の措置の状況を、 目視及び図面 により検査し、及び当該扉の厚さを、 巻尺その他の測定器具 を用いた測定により検査する。
別表第2	13	四 第二十八条第二号の火薬庫の壁	四 火薬庫の壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
別表第2	13	五 第二十八条第三号の火薬庫の通気孔	五 通気孔の設置の状況を、 目視及び図面 により検査し、及び当該通気孔に係る主要な寸法を、 巻尺その他の測定器具 を用いた測定により検査する。
別表第2	13	六 第二十八条第四号の火薬庫の土堤	六 土堤、簡易土堤又は防爆壁の有無を、目視により検査する。
別表第2	14	14 がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準	
別表第2	14	一 第二十九条において準用する第二十四条第一号に掲げる検査項目	一 第二項第一号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
別表第2	14	二 第二十九条第一号の貯蔵庫の構造	二 がん具煙火貯蔵庫の構造及び防火の措置を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	14	三 第二十九条第二号の貯蔵庫の入口の扉	三 がん具煙火貯蔵庫の入口の扉の盗難防止の措置の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第2	15	15 避雷装置の基準	15 第三十条の避雷装置の位置、型式、構造、材質等を、 目視、図面及び測定器具 を用いた測定により検査する。
別表第2	16	16 土堤の基準	
別表第2	16	一 第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫までの距離	一 内面の堤脚から火薬庫の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
別表第2	16	二 第三十一条第二号の切通の出入口を設けた土堤の構造	二 切通の出入口を通して火薬庫の本屋を見ることができない構造となっていることを、目視により検査する。
別表第2	16	三 第三十一条第三号のトンネルの出入口を設けた土堤の構造	三 トンネルの出入口を通して火薬庫の外壁を見ることができない構造となっていることを、目視により検査する。
別表第2	16	四 第三十一条第四号の土堤のこう配及び高さ	四 土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
別表第2	16	五 第三十一条第五号の堤脚を土留とする土堤	五 堤脚を土留とする土堤の内面の材料を記録により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
別表第2	16	六 第三十一条第六号の土堤を兼用するときの通路	六 土堤を兼用するときの通路の有無を目視により検査する。
別表第2	16	七 第三十一条第七号の土堤の堤面	七 土堤の堤面の被覆の状況を目視により検査する。
別表第2	17	17 簡易土堤の基準	
別表第2	17	一 第三十一条の二において準用する第三十一条第一号から第三号まで及び第六号に掲げる検査項目	一 前項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
別表第2	17	二 第三十一条の二第一号の簡易土堤のこう配及び高さ	二 簡易土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

別表第2	17	三 第三十一条の二第二号の土堤の土留	三 土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の材質を、目視又は図面により検査する。
別表第2	17	四 第三十一条の二第三号の土堤の頂部	四 土堤の頂部の雨水の浸入を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。
別表第2	18	1 8 防爆壁の基準	1 8 第三十一条の三の防爆壁の位置、構造、材質等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

別表番号	項目番号	別表第三（第四十四条の五第一項関係）：製造施設の保安検査 検査項目	保安検査の方法
別表第3	1	1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合	
別表第3	1	一 第四条第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況	一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第3	1	二 第四条第一項第二号の危険区域の施設の設置制限	二 危険区域に設置した施設の種別を、 目視 により検査する。
別表第3	1	三 第四条第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置	三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、 目視、図面、巻き尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験 若しくはその記録により検査する。
別表第3	1	四 第四条第一項第四号の危険工室等の保安距離	四 危険工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
別表第3	1	五 第四条第一項第四号の二の危険工室等の保安間隔	五 危険工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
別表第3	1	六 第四条第一項第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突	六 危険区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、 目視又は図面 により検査する。ただし、危険区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種別を、記録により検査する。
別表第3	1	六の二 第四条第一項第五号の二の危険区域内の原料薬品貯蔵所	六の二 危険区域内に設けた原料薬品貯蔵所に貯蔵する火薬類の原料となる薬品の種別を、記録により検査する。
別表第3	1	七 第四条第一項第六号の爆発の危険のある工室の構造及び建築材料	七 爆発の危険のある工室の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第3	1	八 第四条第一項第七号の煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の土堤及び防爆壁	八 煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤の維持管理状況を、別表第四十六項に掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、土堤に代えて防爆壁を設けたものについては、当該防爆壁の維持管理状況を、別表第四十八項に掲げる保安検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、別表第四十二項第一号に掲げる保安検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、別表第四十四項に掲げる保安検査の方法により検査する。
別表第3	1	九 第四条第一項第七号の二の煙火等の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設ける土堤、簡易土堤、防爆壁又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置	九 土堤、簡易土堤又は防爆壁の維持管理状況を、 別表第四十六項から第十八項までに掲げる保安検査の方法 により検査する。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を貯蔵する火薬類一時置場の場合であつて、土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略したものについては、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、別表第四十四項に掲げる保安検査の方法により検査し、土堤、簡易土堤又は防火壁を省略した場合であつて、防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講じているものについては、当該措置の維持管理状況を、目視により検査する。
別表第3	1	十 第四条第一項第七号の三の避雷装置	十 危険工室及び火薬又は爆薬の停滞量（火工品にあつてはその原料をなす火薬又は爆薬の停滞量）が百キログラムを超える火薬類一時置場に設けた避雷装置の維持管理状況を、別表第四十五項に掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火並びに導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、避雷装置を設置していないものについては、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、別表第四十四項に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
別表第3	1	十一 第四条第一項第八号の発火の危険のある工室の耐火性構造	十一 発火の危険のある工室の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第3	1	十二 第四条第一項第九号の発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置	十二 発火の危険のある工室と他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第3	1	十三 第四条第一項第九号の二の発火の危険のある設備の消火設備	十三 危険工室の発火の危険のある設備の消火設備の維持管理状況を、 目視 により検査する。また、当該消火設備の性能を、 作動試験 又はその記録により検査する。
別表第3	1	十三の二 第四条第一項第九号の三の無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置	十三の二 無煙火薬を貯蔵する火薬類一時置場における火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該発火による爆発を防止するための措置の維持管理状況を、 目視、図面、測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験 若しくはその記録により検査する。
別表第3	1	十四 第四条第一項第十号の危険工室の付近の消火の設備	十四 危険工室の付近の消火の設備の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第3	1	十五 第四条第一項第十一号イの危険工室の窓及び出口の扉	十五 危険工室の窓及び出口の扉について、非常の際に容易に避難できる構造となつていないことを、 目視 により検査する。
別表第3	1	十五の二 第四条第一項第十一号ロの危険工室の扉及び窓に用いる金具	十五の二 危険工室の窓及び扉に用いる金具の維持管理状況を、 目視 により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第3	1	十五の三 第四条第一項第十一号ハの危険工室の窓	十五の三 危険工室の窓について、火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、 目視 により検査する。ただし、直射日光により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第3	1	十六 第四条第一項第十二号イの内面の剝離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置	十六 危険工室の内面の剝離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置の維持管理状況を、 目視又は図面 により検査する。
別表第3	1	十六の二 第四条第一項第十二号ロの飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置	十六の二 危険工室の内面について、飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置の維持管理状況を、 目視又は図面 により検査し、及び飛散した火薬類を容易に除去するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類が飛散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第3	1	十六の三 第四条第一項第十二号ハの床面の、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置	十六の三 危険工室の床面について、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、 目視又は図面 により検査する。ただし、火薬類が床面にこぼれ又は落下するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査し、火薬類が落下することにより爆発し又は発火するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第3	1	十六の四 第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面	十六の四 第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。
別表第3	1	十七 削除	十七 削除
別表第3	1	十八 第四条第一項第十四号の危険工室内の原動機及び温湿度調整装置据付け制限	十八 危険工室内に原動機及び温湿度調整装置が据付けられていないことを、 目視 により検査する。ただし、火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第3	1	十九 第四条第一項第十五号イの危険工室内の機械、器具又は容器の、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造	十九 危険工室内の機械、器具又は容器について、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていないことを、 目視又は図面 により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第3	1	十九の二 第四条第一項第十五号ロの危険工室内の機械、器具又は容器の、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造	十九の二 危険工室内の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていないことを、 目視又は図面 により検査する。ただし、振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第3	1	十九の三 第四条第一項第十五号ハの危険工室内の機械、器具又は容器の、腐食により火薬類が爆発し又は発火しない構造	十九の三 危険工室内の機械、器具又は容器について、腐食により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていないことを、 目視又は図面 により検査する。ただし、腐食により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第3	1	十九の四 第四条第一項第十五号ニの危険工室内の機械、器具又は容器の、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造	十九の四 危険工室内の機械、器具又は容器について、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造となつていないことを、 目視又は図面 により検査する。ただし、火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第3	1	二十 第四条第一項第十六号の危険工室内の暖房装置	二十 危険工室内の暖房装置について、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、 目視又は図面 により検査するとともに、燃焼しやすい物との隔離の維持管理状況を、目視により検査する。
別表第3	1	二十一 第四条第一項第十七号のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置	二十一 危険工室内のパラフィン槽について、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、 目視、図面又は機器等の作動試験 若しくはその記録により検査する。
別表第3	1	二十二 第四条第一項第十八号の危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備	二十二 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備について、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、 目視 により検査する。ただし、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第3	1	二十三 第四条第一項第十九号の危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部における接地	二十三 危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部について、接地の状況を、接地抵抗測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。
別表第3	1	二十四 第四条第一項第二十号の危険工室等における必要な事項の掲示	二十四 危険工室等における火薬類の種別及び停滞量、同時に貯蔵することができる火薬類の原料及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載内容の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第3	1	二十五 第四条第一項第二十一号の普通木造建築物の耐火的措置	二十五 危険工室に面して設置された普通木造建築物の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第3	1	二十六 削除	二十六 削除
別表第3	1	二十七 第四条第一項第二十二号の火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備の粉じんの飛散を防ぐための措置	二十七 火薬類及びその原料の粉じんの飛散するおそれがある設備について、粉じんの飛散を防ぐための措置の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第3	1	二十八 第四条第一項第二十二号の二の硝化設備等の、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置	二十八 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備について、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、 目視、図面、測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験 若しくはその記録により検査する。
別表第3	1	二十九 第四条第一項第二十二号の三の火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置	二十九 火薬類又はその原料を加圧する設備について、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の維持管理状況を、 目視及び機器等の作動試験 又はその記録により検査する。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第3	1	三十 第四条第一項第二十二号の四の静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置	三十 危険工室における静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、 目視、図面又は測定器具 を用いた測定若しくはその記録により検査する。ただし、静電気により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第3	1	三十一 削除	三十一 削除

別表第3	1	三十二 第四条第一項第二十三号の可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置	三十二 可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置について、維持管理状況を、 目視 により検査し、及び当該装置の性能を、 作動試験 又はその記録により検査する。ただし、可燃性ガス又は有毒ガスが発散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第3	1	三十三 第四条第一項第二十三号の二の火薬類を乾燥する工場	三十三 火薬類の乾燥を行う製造所の火薬類を乾燥する工場の維持管理状況を、 目視及び図面 により検査する。ただし、導火線又は煙火等の製造所の場合であつて、火薬類を乾燥する工場を設置しないものについては、日乾場の維持管理状況を、目視により検査する。
別表第3	1	三十四 第四条第一項第二十四号の火薬類を乾燥する工室内の加温装置に施された、乾燥中に爆発又は発火しないための措置	三十四 火薬類を乾燥する工室内に設置された加温装置について、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火しないための措置の維持管理状況を、 目視 により検査し、及び当該加温装置の性能を、 作動試験 又はその記録により検査する。
別表第3	1	三十五 第四条第一項第二十四号の二の日乾場の乾燥台	三十五 日乾場の乾燥台について、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び砂じん等の混入を防止するための措置の維持管理状況を、 目視又は巻尺その他の測定器具 を用いた測定により検査する。
別表第3	1	三十六 第四条第一項第二十四号の三の爆発の危険のある日乾場の簡易土堤等及び発火の危険のある日乾場とその他の施設への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置	三十六 爆発の危険のある日乾場とその他の施設との間に設置した簡易土堤又は防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十七項又は別表第四第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、発火の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の維持管理状況を、 目視、図面及び測定器具を用いた測定 により検査し、及び当該日乾場とその他の施設との距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、目視及び図面により容易に判定できる場合に限り、目視及び図面による検査に代えることができる。
別表第3	1	三十七 第四条第一項第二十四号の四の日乾場の放冷するための設備	三十七 日乾場の火薬類を放冷するための設備の維持管理状況を、 目視 により検査する。ただし、日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がない場合には、火薬類を放冷する必要がないことを、目視、図面又は記録により検査すること。
別表第3	1	三十七の二 第四条第一項第二十四号の五の星打ち場又は星掛け場の日光の直射を防ぐための措置	三十七の二 星打ち場又は星掛け場における日光の直射を防ぐための措置の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第3	1	三十八 第四条第一項第二十五号イの爆発試験場等	三十八 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場について、危険区域内に設置されていることを、 目視 により検査する。
別表第3	1	三十八の二 第四条第一項第二十五号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置	三十八の二 土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第3	1	三十八の三 第四条第一項第二十五号ハの周囲の火災を防止するための措置	三十八の三 周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、 目視、図面又は機器等の作動試験 若しくはその記録により検査する。
別表第3	1	三十九 第四条第一項第二十六号の火薬類等の運搬容器	三十九 火薬類又はその原料を運搬する容器の維持管理状況を、目視により検査する。
別表第3	1	三十九の二 第四条第一項第二十六号の二の火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器	三十九の二 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器の維持管理状況を、 目視 により検査し、かつ、容器の容量を、 測定器具を用いた測定 により検査する。
別表第3	1	四十 第四条第一項第二十七号の危険区域内で火薬類を運搬する運搬車	四十 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車について、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、 目視及び図面等 により検査する。
別表第3	1	四十一 第四条第一項第二十八号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配	四十一 火薬類の運搬通路について、路面及び勾配の維持管理状況を 目視又は測定器具 を用いた測定若しくはその記録により検査する。
別表第3	2	2 製造設備が固定式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合	
別表第3	2	一 第四条第二項において準用する第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号、第七号の三、第九号、第九号の二、第十号から第十二号まで、第十四号から第二十二号まで、第二十二号の三から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号及び第二十八号に掲げる検査項目	一 前項第一号から第三号まで、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十三号、第十四号から第十六号の四まで、第十八号から第二十五号まで、第二十七号、第二十九号、第三十号、第三十二号から第三十四号まで、第三十九号、第四十号、第四十一号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
別表第3	2	二 第四条第二項第一号の不発弾等解撤工室等の保安距離	二 不発弾等解撤工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
別表第3	2	三 第四条第二項第二号の不発弾等解撤工室等の保安間隔	三 不発弾等解撤工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
別表第3	2	四 第四条第二項第三号の不発弾等解撤工室の構造及び建築材料	四 不発弾等解撤工室の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第3	2	五 第四条第二項第四号の不発弾等解撤工室の土堤及び防爆壁	五 不発弾等解撤工室の土堤又は防爆壁の維持管理状況を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。
別表第3	2	六 削除	六 削除
別表第3	2	七 第四条第二項第七号の鋼製チャンパの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、	七 鋼製チャンパの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第3	2	八 第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備	八 遠隔操作による解撤設備の維持管理状況を、 目視 により検査し、及び当該設備の機能を、 作動試験 又はその記録により検査する。
別表第3	2	九 第四条第二項第九号の温度上昇を防止するための措置	九 解撤作業中における温度上昇を防止するための措置の維持管理状況を、 目視、図面又は機器等の作動試験 若しくはその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第3	2	十 第四条第二項第十号のウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置	十 解撤に使用するウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置の維持管理状況を、 目視 により検査し、及び当該装置の機能を、 作動試験 又はその記録により検査する。
別表第3	2	十一 第四条第二項第十一号イの不発弾等廃棄処理場	十一 不発弾等廃棄処理場について、危険区域内に設置されていることを、 目視 により検査する。
別表第3	2	十一の二 第四条第二項第十一号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置	十一の二 土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第3	2	十一の三 第四条第二項第十一号ハの周囲の火災を防止するための措置	十一の三 周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、 目視、図面又は機器等の作動試験 若しくはその記録により検査する。
別表第3	3	3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合	
別表第3	3	一 第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況	一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の維持管理状況を、 目視又は図面 により検査する。
別表第3	3	二 第四条の二第一項第二号の移動区域の施設の設置制限	二 移動区域に設置した施設の種別を、 目視 により検査する。
別表第3	3	三 第四条の二第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置	三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、 目視、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験 若しくはその記録により検査する。
別表第3	3	四 第四条の二第一項第四号の移動式製造設備用工室の有無及び第四条の二において準用する第四条第一項第七号の三、第八号、第十号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号から第二十二号までに掲げる検査項目	四 移動式製造設備用工室の維持管理状況を別表第三第一項第十号、第十一号、第十四号から第十六号の四まで、第十八号から第二十号まで、第二十二号から第二十五号まで及び第二十七号の方法により検査する。
別表第3	3	五 第四条の二第一項第五号の移動区域の境界又は廃棄焼却場の保安距離	五 移動区域の境界又は廃棄焼却場から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
別表第3	3	六 第四条の二第一項第六号の移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の危険間隔	六 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備から製造所内の他の施設及び発破場所までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。また、移動式製造設備の保安間隔が明らかになるような措置の維持管理状況を、目視により検査する。
別表第3	3	七 第四条の二第一項第七号の廃棄焼却場の保安間隔	七 廃棄焼却場から製造所内の他の施設及び発破場所までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できるときに限り、目視による検査に替えることができる。
別表第3	3	八 第四条の二第一項第八号の移動区域内のボイラー室及び煙突	八 移動区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、 目視又は図面 により検査する。ただし、移動区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。
別表第3	3	九 削除	九 削除
別表第3	3	十 削除	十 削除
別表第3	3	十一 第四条の二第一項第十一号の移動式製造設備の消火設備	十一 移動式製造設備の消火設備について、維持管理状況を、 目視 により検査する。また、当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。
別表第3	3	十二 削除	十二 削除
別表第3	3	十三 削除	十三 削除
別表第3	3	十四 削除	十四 削除
別表第3	3	十五 第四条の二第一項第十五号の移動式製造設備の構造及び材料	十五 移動式製造設備の内面の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第3	3	十六 削除	十六 削除
別表第3	3	十七 削除	十七 削除
別表第3	3	十八 第四条の二第一項第十八号の移動式製造設備の移動方法及び製造方法	十八 製造し及び運搬する火薬類並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない車両が使用されていることを、 目視、図面、記録又は測定器具 を用いた測定により検査し、製造のため車両の動力を使用する場合にあつては、移動と製造とが同時にできない構造であることを、目視、図面又は記録により検査し、製造のため車両の動力を使用しない場合にあつては、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬を爆発し又は発火させるおそれがないものであることを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第3	3	十九 第四条の二第一項第十九号イの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造	十九 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造となつていないことを、 目視又は図面 により検査する。
別表第3	3	十九の二 第四条の二第一項第十九号ロの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造	十九の二 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造となつていないことを、 目視又は図面 により検査する。
別表第3	3	十九の三 第四条の二第一項第十九号ハの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造	十九の三 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造となつていないことを、 目視又は図面 により検査する。
別表第3	3	十九の四 第四条の二第一項第十九号ニの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造	十九の四 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造となつていないことを、 目視又は図面 により検査する。

別表第3	3	十九の五 第四条の二第一項第十九号ホの移動式製造設備の機械、器具又は容器が、振動、衝撃等により変形しない構造	十九の五 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により変形しない構造となつてゐることを、 目視又は図面 により検査する。
別表第3	3	二十 削除	二十 削除
別表第3	3	二十一 第四条の二第一項第二十一号の移動式製造設備を照明する設備	二十一 移動式製造設備を照明する設備について、維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第3	3	二十二 第四条の二第一項第二十二号の移動式製造設備の機械設備の金属部における接地	二十二 移動式製造設備の機械設備の金属部について、接地の状況を、接地抵抗測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。
別表第3	3	二十三 第四条の二第一項第二十三号の移動式製造設備又は廃棄焼却場における特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量等の揭示	二十三 移動式製造設備又は廃棄焼却場の特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の揭示の状況並びに記載事項の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第3	3	二十四 削除	二十四 削除
別表第3	3	二十五 削除	二十五 削除
別表第3	3	二十六 第四条の二第一項第二十六号の移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置	二十六 移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第3	3	二十七 第四条の二第一項第二十七号の移動式製造設備の静電気を除去する措置	二十七 移動式製造設備の静電気を除去する措置の維持管理状況を、 目視及び記録 により検査する。
別表第3	3	二十八 第四条の二第一項第二十八号の移動式製造設備の製造を中止する構造	二十八 移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合に直ちに製造を中止することができる構造の維持管理を 目視及び図面 により検査する。
別表第3	3	二十九 第四条の二第一項第二十九号の移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置	二十九 移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置の維持管理状況を、 目視及び記録 により検査する。
別表第3	3	三十 第四条の二第一項第三十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置	三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの維持管理状況を 目視及び記録 により検査する。
別表第3	3	三十一 第四条の二第一項第三十一号の特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置	三十一 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の維持管理状況を、 目視、図面又は機器等の作動試験 若しくはその記録により検査する。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第3	3	三十二 第四条の二第一項第三十二号の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の運搬容器	三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器の維持管理状況を目視により検査する。
別表第3	3	三十三 第四条の二第一項第三十三号イの廃棄焼却場	三十三 廃棄焼却場について、移動区域内に設置されていることを、目視により検査する。
別表第3	3	三十三の二 第四条の二第一項第三十三号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置	三十三の二 土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火災類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。
別表第3	3	三十三の三 第四条の二第一項第三十三号ハの周囲の火災を防止するための措置	三十三の三 周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、 目視、図面又は機器等の作動試験 若しくはその記録により検査する。
別表第3	4	4 保安の確保のための組織及び方法	
別表第3	4	一 第六条第一項第一号の技術上の基準	一 危害予防規程に記載した技術上の基準が全ての従業者に理解され、実施され、かつ、維持されていることを、記録により検査する。
別表第3	4	二 第六条第一項第二号の保安管理体制	二 危害予防規程に記載した保安管理体制が明確に定められていることを、規程等により検査する。
別表第3	4	三 第六条第一項第三号の安全な製造作業	三 危害予防規程に記載した安全な製造作業の方法が全ての従業者に理解され、実施され、かつ、維持されていることを、記録により検査する。
別表第3	4	四 第六条第一項第四号の巡視及び点検	四 危害予防規程に記載した巡視及び点検の方法が全ての従業者に理解され、実施され、かつ、維持されていることを、記録により検査する。
別表第3	4	五 第六条第一項第五号の新増設に係る工事及び修理作業	五 危害予防規程に記載した製造施設の新増設に係る工事及び修理作業の管理体制が明確に定められていることを、規程等により検査する。
別表第3	4	五の二 第六条第一項第五号の二の安定度試験の実施	五の二 危害予防規程に記載した安定度試験が適切に実施されていることを、記録により検査する。
別表第3	4	六 第六条第一項第六号の危険時の措置	六 危害予防規程に記載した製造施設が危険な状態となつた時の措置が明確に定められ、かつ、全ての従業者に理解されていることを、記録により検査する。
別表第3	4	七 第六条第一項第七号の協力会社の作業の管理	七 危害予防規程に記載した協力会社の作業の管理体制が明確に定められていることを、規程等により検査する。
別表第3	4	八 第六条第一項第八号の危害予防規程の周知	八 危害予防規程の内容が全ての従業者に理解されていることを、記録により検査する。
別表第3	4	九 第六条第一項第九号の保安に係る記録	九 危害予防規程に記載した保安に係る記録の規程が定められ、それにより記録が作成され、保存され、かつ、活用されていることを、記録により検査する。
別表第3	4	十 第六条第一項第十号の危害予防規程の作成及び変更の手続	十 危害予防規程の作成及び変更の手続が明確に定められていることを、規程等により検査する。
別表第3	4	十一 第六条第一項第十一号の災害の発生の防止のために必要な事項	十一 危害予防規程に記載した災害の防止のために必要な事項が、明確に定められ、全ての従業者に理解され、実施され、かつ、維持されていることを、規程等により検査する。

別表番号	項目番号	別表第四（第四十四条の五第二項関係）：火薬庫の保安検査検査項目	保安検査の方法
別表第4	1	1 火薬庫の保安距離の基準	1 第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
別表第4	2	2 地上式一級火薬庫の基準	
別表第4	2	一 第二十四条第一号の火薬庫の設置場所	一 火薬庫の設置場所の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第4	2	二 第二十四条第二号の火薬庫の構造	二 火薬庫の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	2	三 第二十四条第三号の火薬庫の壁	三 火薬庫の壁の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	2	四 第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉	四 火薬庫の入口の扉及び盗難を防止するための措置の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	2	五 第二十四条第五号の火薬庫の窓	五 火薬庫の窓の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	2	六 第二十四条第六号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床及び通気孔	六 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	2	七 第二十四条第七号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面	七 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	2	八 第二十四条第八号の火薬庫の換気孔	八 火薬庫の換気孔の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	2	九 第二十四条第九号の火薬庫の暖房装置	九 暖房装置の熱源の種類を、 目視 により検査する。
別表第4	2	十 第二十四条第十号の火薬庫の照明設備	十 照明設備の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	2	十一 第二十四条第十一号の火薬庫の小屋根及び屋根	十一 火薬庫の小屋根及び屋根の外面の維持管理状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第4	2	十二 第二十四条第十二号の避雷装置	十二 避雷装置の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	2	十三 第二十四条第十三号の土堤	十三 土堤の維持管理状況を、目視により検査する。
別表第4	2	十四 第二十四条第十四号の防火設備及び警戒設備	十四 防火設備及び警戒設備の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	2	十五 第二十四条第十五号の盗難を防止するための措置	十五 火薬庫の天井裏又は屋根の盗難を防止するための措置の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	2	十六 第二十四条第十六号の警備装置	十六 見張人を常時配置しない火薬庫の警備装置の設置の状況を、 目視 により検査し、当該装置の機能を、 作動試験 又はその記録等により検査する。
別表第4	3	3 地上覆土式一級火薬庫の基準	
別表第4	3	一 第二十四条の二において準用する第二十四条第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに第二十五条第七号及び第八号に掲げる検査項目	一 前項第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第七号及び第八号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
別表第4	3	二 第二十四条の二第一号の火薬庫の構造	二 火薬庫の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	3	三 第二十四条の二第二号の火薬庫の基礎	三 火薬庫の基礎及び排水の措置の維持管理状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第4	3	四 第二十四条の二第三号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床、通気孔及び換気孔	四 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔及び換気孔の維持管理状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第4	3	五 第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土	五 火薬庫の覆土の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該覆土のこう配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
別表第4	4	4 地中式一級火薬庫の基準	
別表第4	4	一 第二十五条において準用する第二十四条第七号及び第十六号に掲げる検査項目	一 第二項第七号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
別表第4	4	二 第二十五条第一号の火薬庫の設置場所	二 火薬庫の設置場所の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第4	4	三 第二十五条第二号の火薬庫の構造	三 火薬庫の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	4	四 第二十五条第三号の火薬庫の外壁と岩壁との間の空間	四 火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第4	4	五 第二十五条第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉	五 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉並びに火災及び盗難を防止するための措置の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	4	六 第二十五条第六号の火薬庫の地盤の厚さ	六 火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
別表第4	4	七 第二十五条第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置	七 火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の維持管理状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第4	4	八 第二十五条第八号の火薬庫の照明設備	八 照明設備の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	5	5 地下式一級火薬庫の基準	
別表第4	5	一 第二十五条の二において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第八号に掲げる検査項目	一 第二項第七号及び第十六号並びに第四項第五号及び第八号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

別表第4	5	二 第二十五条の二第一号の火薬庫の設置状況	二 火薬庫の設置場所の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第4	5	三 第二十五条の二第二号の火薬庫の構造	三 火薬庫の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	5	四 第二十五条の二第三号の外部構造と内部構造との間の空間	四 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第4	5	五 第二十五条の二第五号の搬出入用トンネル	五 搬出入用トンネルの維持管理状況及び衝動波防止の措置の維持管理状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第4	5	六 第二十五条の二第六号の昇降機その他火薬庫の運搬に用いる設備	六 昇降機その他火薬庫の運搬に用いる設備の維持管理状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第4	5	七 第二十五条の二第七号の放爆用トンネル	七 放爆用トンネルの維持管理状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第4	5	八 第二十五条の二第八号の火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さ	八 火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判断できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
別表第4	5	九 第二十五条の二第九号及び第十号の土かぶり	九 火薬庫の土かぶりの維持管理状況を、目視により検査し、及び当該土かぶりを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
別表第4	5	十 第二十五条の二第十一号の警戒設備	十 警戒設備の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	6	6 地上式二級火薬庫の基準	
別表第4	6	一 第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目	一 第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる保安検査の方法により検査を行う。
別表第4	6	二 第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造	二 火薬庫の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	6	三 削除	三 削除
別表第4	6	四 第二十六条第一項第一号の二の火薬庫の小屋組及び屋根	四 火薬庫の小屋組及び屋根の外面の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	6	五 第二十六条第一項第二号の避雷装置	五 避雷装置の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	6	六 第二十六条第一項第三号の土堤	六 土堤の維持管理状況を、目視により検査する。
別表第4	6	七 第二十六条第一項第四号の他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離	七 他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
別表第4	7	7 地中式二級火薬庫の基準	
別表第4	7	一 第二十六条第二項において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第六号及び第八号に掲げる検査項目	一 第二項第七号及び第十六号並びに第四項第六号及び第八号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
別表第4	7	二 第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造	二 火薬庫の盗難を防ぐ構造の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	7	三 第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫	三 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	8	8 地上式三級火薬庫の基準	
別表第4	8	一 第二十七条第一項において準用する第二十四条第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる検査項目	一 第二項第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
別表第4	8	二 第二十七条第一項第一号の火薬庫の壁	二 火薬庫の壁の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	8	三 第二十七条第一項第二号の火薬庫の小屋組及び屋根	三 火薬庫の小屋組及び屋根の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	8	四 第二十七条第一項第三号の火薬又は爆薬と火工品とを同時に貯蔵する火薬庫の隔壁	四 火薬又は爆薬と火工品を同時に貯蔵する火薬庫に設けられた隔壁の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	8	五 第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口	五 火薬庫の入口及び注水設備の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	8	六 第二十七条第一項第五号の火薬庫の土堤	六 土堤又は簡易土堤の維持管理状況を、目視により検査する。
別表第4	9	9 地中式三級火薬庫の基準	
別表第4	9	一 第二十七条第二項において準用する第二十四条第七号及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに第二十七条第一項第三号に掲げる検査項目	一 第二項第七号及び第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
別表第4	9	二 第二十七条第二項第一号の火薬庫の地盤の厚さ	二 火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
別表第4	9	三 第二十七条第二項第二号の火薬庫の設置場所	三 火薬庫の設置場所の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第4	10	10 水蓄火薬庫の基準	
別表第4	10	一 第二十七条の二第一号の火薬庫の壁及び底面	一 火薬庫の壁及び底面の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	10	二 第二十七条の二第二号の火薬庫の屋根	二 火薬庫の屋根の維持管理状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第4	10	三 第二十七条の二第三号の火薬庫の設備	三 火薬庫に設置されている水位計及び自動供給装置の設置の状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第4	10	四 第二十七条の二第四号の火薬庫の流出口等	四 火薬庫に設けられているあふれ出る水の流出口及び当該流出口に設置されている沈殿槽の維持管理状況を、 目視及び図面 により検査する。
別表第4	11	11 横穴式水蓄火薬庫の基準	
別表第4	11	一 第二十七条の三において準用する第二十七条の二第三号及び第四号に掲げる検査項目	一 前項第三号及び第四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
別表第4	11	二 第二十七条の三第一号の火薬庫の内面	二 火薬庫の内面の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	11	三 第二十七条の三第二号の火薬庫の前面のよう壁	三 火薬庫の前面のよう壁の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	11	四 第二十七条の三第三号の火薬庫の前面のよう壁の出入口	四 火薬庫の前面のよう壁に設けられた出入口の水もれを防ぐ措置の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	11	五 第二十七条の三第四号の火薬庫の盗難防止の措置	五 火薬庫の出入口の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	12	12 実包火薬庫の基準	
別表第4	12	一 第二十七条の四第一項の基準	
別表第4	12	イ 第二十七条の四第一項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる検査項目	イ 第二項第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
別表第4	12	ロ 第二十七条の四第一項第一号の火薬庫の壁	ロ 火薬庫の壁の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	12	ハ 第二十七条の四第一項第二号の火薬庫の屋根	ハ 火薬庫の屋根の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	12	ニ 第二十七条の四第一項第三号の火薬庫の外部の点灯設備	ニ 火薬庫の外部の点灯設備の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	12	二 第二十七条の四第二項の基準	
別表第4	12	イ 第二十七条の四第二項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに第二十七条の四第一項第三号に掲げる検査項目	イ 第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前号二に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
別表第4	12	ロ 第二十七条の四第二項第一号の火薬庫の壁及び屋根	ロ 火薬庫の壁及び屋根の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	12	ハ 第二十七条の四第二項第二号の火薬庫の窓	ハ 窓が設けられていないことを、 目視 により検査する。
別表第4	12	ニ 第二十七条の四第二項第三号の警戒設備	ニ 警戒設備の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	12	ホ 第二十七条の四第二項第四号の火薬庫における地震動に対する安全性	ホ 火薬庫における地震動に対する安全性を、 目視及び図面 により検査する。
別表第4	13	13 煙火火薬庫の基準	
別表第4	13	一 第二十八条において準用する第二十四条第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号に掲げる検査項目	一 第二項第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
別表第4	13	二 第二十八条第一号の火薬庫の構造	二 火薬庫の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	13	三 第二十八条第一号の二の火薬庫の入口の扉	三 火薬庫の入口の扉の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	13	四 第二十八条第二号の火薬庫の壁	四 火薬庫の壁の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	13	五 第二十八条第三号の火薬庫の通気孔	五 通気孔の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	13	六 第二十八条第四号の火薬庫の土堤	六 土堤、簡易土堤又は防壁の維持管理状況を、目視により検査する。
別表第4	14	14 がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準	
別表第4	14	一 第二十九条において準用する第二十四条第一号に掲げる検査項目	一 第二項第一号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
別表第4	14	二 第二十九条第一号の貯蔵庫の構造	二 がん具煙火貯蔵庫の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	14	三 第二十九条第二号の貯蔵庫の入口の扉	三 がん具煙火貯蔵庫の入口の扉の維持管理状況を、 目視 により検査する。
別表第4	15	15 避雷装置の基準	15 第三十条の避雷装置の維持管理状況を、 目視、図面及び測定器具 を用いた測定により検査する。
別表第4	16	16 土堤の基準	
別表第4	16	一 第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫までの距離	一 内面の堤脚から火薬庫の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
別表第4	16	二 第三十一条第二号の切通の出入口を設けた土堤の構造	二 切通の出入口の維持管理状況を、目視により検査する。
別表第4	16	三 第三十一条第三号のトンネルの出入口を設けた土堤の構造	三 トンネルの出入口の維持管理状況を、目視により検査する。
別表第4	16	四 第三十一条第四号の土堤のこう配及び高さ	四 土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
別表第4	16	五 第三十一条第五号の堤脚を土留とする土堤	五 堤脚を土留とする土堤の維持管理状況を、目視により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
別表第4	16	六 第三十一条第六号の土堤を兼用するときの通路	六 土堤を兼用するときの通路の維持管理状況を、目視により検査する。
別表第4	16	七 第三十一条第七号の土堤の堤面	七 土堤の堤面の被覆の維持管理状況を目視により検査する。
別表第4	17	17 簡易土堤の基準	
別表第4	17	一 第三十一条の二において準用する第三十一条第一号から第三号まで及び第六号に掲げる検査項目	一 前項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

別表第4	17	二 第三十一条の二第一号の簡易土堤のこう配及び高さ	二 簡易土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
別表第4	17	三 第三十一条の二第二号の土堤の土留	三 土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の維持管理状況を、目視により検査する。
別表第4	17	四 第三十一条の二第三号の土堤の頂部	四 土堤の頂部の維持管理状況を、目視により検査する。
別表第4	18	18 防爆壁の基準	18 第三十一条の三の防爆壁の維持管理状況を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。